（補足）技術職員数（Z1）に係る改正（監理技術者補佐）について

令和2年10月1日の建設業法改正により新設された監理技術者補佐について、令和3年4月1日より経営事項審査においても加点対象となりました。（有資格区分コード：005、点数：4点として評価）

【対象者】

① 主任技術者要件となる資格を有し、一級技士補（※1）である者

一級技士補の資格を有するだけでは「監理技術者を補佐する資格を有する者」にはならないため、主任技術者要件も満たす必要があります。

（※1）一級技士補：令和3年度からの新たな技術検定制度において、第一次検定に合格した者　に与えられる称号です。（令和3年度以降の検定が対象です。）

○「005」の①の要件を満たすケース

「005」の①の要件は（監理技術者補佐に係る）必要な知識及び能力と主任技術者要件の両方に対応していることです。

（監理技術者補佐に係る）必要な知識及び能力で対象となる業種は一級〇〇施工管理技士補の場合、一級〇〇施工管理技士で5点加点される業種となります。（例　一級土木施工管理技士補で加点対象となる業種は一級土木施工管理技士で5点加点される「土と石鋼ほし塗水解」が対象となります。）

主任技術者要件で対象となる業種は、建設業法で定められた主任技術者となれる資格と業種の組み合わせになります。ただし、実務経験については要件が緩和されています。詳細は3ページ目の「〇（エ）実務経験者②について」をご確認ください。

これらの2つの要件を満たして「005」として申請可能となります。

また、「005」とは別に「一級〇〇施工管理技士補」単独の有資格コードもあります。対応業種等詳細は関東地方整備局の申請書等作成の手引きの有資格コード一覧表をご確認ください。

（補足）技術職員数（Z1）に係る改正（監理技術者補佐）について

（監理技術者補佐に係る）必要な知識及び能力の対応業種

一級技士補	対応業種
一級建築機械施工管理技士補	土とほ
一級土木施工管理技士補	土と石鋼ほし塗水解
一級建築施工管理技士補	建大左と石屋タ鋼筋板ガ塗防内絶具解
一級電気施工管理技士補	電
一級管施工管理技士補	管
一級電気通信施工管理技士補	通
一級造園施工管理技士補	園

主任技術者要件は、以下の（ア）～（エ）のいずれかを満たす必要があります。

（ア）一級国家資格者	（ウ）実務経験者①
・一級施工管理技士 ・一級建築士 ・技術士	○大卒（指定学科）・・・卒業後3年以上の実務経験 ○高卒（指定学科）・・・卒業後5年以上の実務経験 ○10年以上の実務経験
（イ）二級国家資格者	**（エ）実務経験者②**
・二級施工管理技士 ・二級建築士　等	○検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格し、その後3年以上の実務経験（2級の合格者の場合は5年の実務経験を要する） ※指定建設業（土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園）及び電気通信工事業は引き続き上記の実務経験（「（ウ）実務経験者①」）が必要

（補足）技術職員数（Z1）に係る改正（監理技術者補佐）について

○（エ）実務経験者②について

令和5年7月1日に主任技術者要件が緩和され、以下の（表1）に掲げる「検定種目」に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる「同等とみなす指定学科」を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有することで、「学科に対応する業種」の主任技術者要件を満たすこととなりました。

（2級の場合は、高等学校の指定学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験が必要）

なお、本要件緩和は以下(※)の指定建設業及び電気通信工事業以外の建設業において適用されます。

この改正により、経営事項審査においても、審査基準日が令和5年7月1日以降の場合、技術職員数の加点対象が拡大します。

（表1）検定種目に係る同等と見なす指定学科及び対応する業種

検定種目	同等とみなす指定学科	学科に対応する業種
土木施工管理 造園施工管理	土木工学	土左と石屋管タ鋼筋ほし塗防絶園井水清解
建築施工管理	建築学	建大左と石屋管タ鋼筋板ガ塗防内機絶園具水消清解
電気工事施工管理	電気工学	機通消
管工事施工管理	機械工学	管鋼筋し板機絶井具水消清
電気通信工事施工管理	－	－

（※）指定建設業及び電気通信工事業

土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、通信、造園　←これらの業種は除外

○主任技術者要件（イ）二級国家資格者で申請する場合

適用

黄色セル	必要な知識及び能力が認められ、主任技術者要件を満たすため「005」で申請可能
灰色セル	主任技術者要件は満たしているが、必要な知識及び能力が認められないため申請不可

◆例：一級土木施工管理技士の第一次検定合格者　かつ　二級土木施工管理技士（土木）合格者の場合

・「必要な知識及び能力」の対応業種

土				と	石					鋼		ほ	し			塗									水			解
01				05	06					11		13	14			17									26			29

・「主任技術者要件」の対応業種（ 二級土木施工管理技士（土木）による業種）

土			左	と	石	屋			タ	鋼	筋	ほ	し			塗	防			絶			井		水		清	解
01			04	05	06	07			10	11	12	13	14			17	18			21			24		26		28	29

**2級土木施工管理技士（土木）で塗装の主任技術者となるためには5年間の実務経験が必要です。
このような場合、主任技術者要件の確認資料として2級土木施工管理技士の合格証明書等に
加えて実務経験証明書が必要になります**

○主任技術者要件（エ）実務経験者②で申請する場合

適用

黄色セル	必要な知識及び能力が認められ、主任技術者要件を満たすため「005」で申請可能
水色セル	主任技術者要件は満たしているが、必要な知識及び能力が認められないため、「11H」「12C」でのみ申請可能
灰色セル	指定7業種＋通信なので申請不可

◆一級土木施工管理技士の第一次検定合格者　且つ　実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「一級技士補（一級第一次検定合格者）」の対応業種

土				と	石					鋼		ほ	し			塗									水			解
01				05	06					11		13	14			17									26			29

・「主任技術者要件」の対応業種（土木工学による業種）

土			左	と	石	屋		管	タ	鋼	筋	ほ	し			塗	防			絶		園	井		水		清	解
01			04	05	06	07		09	10	11	12	13	14			17	18			21		23	24		26		28	29

◆一級建築施工管理技士の一次検定合格者　且つ　実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「一級技士補（一級第一次検定合格者）」の対応業種

	建	大	左	と	石	屋			タ	鋼	筋			板	ガ	塗	防	内		絶				具				解
	02	03	04	05	06	07			10	11	12			15	16	17	18	19		21				25				29

・「主任技術者要件」の対応業種（建築学による業種）

	建	大	左	と	石	屋		管	タ	鋼	筋			板	ガ	塗	防	内	機	絶		園		具	水	消	清	解
	02	03	04	05	06	07		09	10	11	12			15	16	17	18	19	20	21		23		25	26	27	28	29

（補足）技術職員数（Z1）に係る改正（監理技術者補佐）について

○主任技術者要件（エ）実務経験者②では申請できない業種一覧
（一級電気工事施工管理技士補、一級管工事施工管理技士補、一級造園施工管理技士補）

※一級電気通信工事施工管理技士補は申請できる業種なし

◆一級電気工事施工管理技士の第一次検定合格者　且つ　実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「主任技術者要件」の対応業種（電気工学による業種）

							電												機		通					消		
							08												20		22					27		

◆一級管工事施工管理技士の第一次検定合格者　且つ　実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「主任技術者要件」の対応業種（機械工学による業種）

								管		鋼	筋		し	板					機	絶			井	具	水	消	清	
								09		11	12		14	15					20	21			24	25	26	27	28	

◆一級造園施工管理技士の第一次検定合格者　且つ　実務経験3年を積んだ技術者の場合

・「主任技術者要件」の対応業種（土木工学による業種）

土			左	と	石	屋		管	タ	鋼	筋	ほ	し			塗	防			絶		園	井		水		清	解
01			04	05	06	07		09	10	13	12	13	14			17	18			21		23	24		26		28	29

適用

水色セル	主任技術者要件は満たしているが、必要な知識及び能力が認められないため、「12E」「12G」「13D」でのみ申請可能
灰色セル	指定7業種＋通信なので申請不可

（補足）技術職員数（Z1）に係る改正（監理技術者補佐）について

② 監理技術者要件を満たす者

○ 実務経験者（指定建設業（※2）を除く。）

○ 国土交通大臣特別認定者

（※2）指定建設業：土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種

【確認資料】

① 主任技術者要件となる資格を有し、一級技士補である者

次の資料をいずれも提出してください。

○ 第一次検定の合格を証明する書面の写し（合格証明書や合格通知書等）

○ 主任技術者要件を満たしていることが確認できる資料

例：合格証明書写し、登録証の写し、実務経験証明書の写し（建設業法施行規則様式第9号）

※実務経験証明書の写しを提出する場合、指定学科の確認のため卒業証明書の写しも提出してください。

② 監理技術者要件を満たす者

◆ 監理技術者資格者証が交付されている場合

○ 監理技術者資格者証（表面）の写しのみ

◆ 監理技術者資格者証が交付されていない場合

○ 実務経験者（指定建設業を除く）は、次の確認資料を提出してください。

・実務経験証明書の写し（建設業法施行規則様式第9号）

・指導監督的実務経験証明書の写し（建設業法施行規則様式第10号）

・卒業証明書の写し

○ 国土交通大臣認定者は、認定証の写しを提出してください。